

2009年(平成21年)10月21日(水曜日)

国交省

# 再開発ビルの再生円滑化へ 権利設定など調査

国土交通省は本年度、商業や業務など複数の機能が入った再開発ビルについて、将来的な再整備を

内滑化するための対応策を検討する。完成後すぐの段階で、建て替えや大規模修繕がやりやすい権利設定を行っておくこと

や、ビル全体で適切な管理を進めておくことが重

要とみており、これらに準管理規約として整理す

必要な調査を進める。権利設定については、例え

ば、ビル全体に定期借家

権を設定し、一定期間経過後に一括で再整備など

の意思決定ができるよう

にする方法などを想定

する。

多数の権利者が存在す

る区分所有ビルでは、時

間の経過とともに、各権

利者の意向や経済状況に

変化が生じ、再整備が必要になった際、合意形成

に手間取るケースが少な

くない。状況が変わった

後では、権利関係の整序

が難しくなるため、合意

形成を円滑化する観点か

り方を探ることにした。

例えば、権利を集約化

し、同じ年数の定期借家

権を設定しておこう」とが可能であれば一定期間経過後に一齊に借家権が再開発ビルの管理規約に

ついては、都道府県の認可を受けた後、権利関係の整序

が進むが、認可に当た

るにもかかわらず大規模

修繕や建て替えができる

ことの明確な基準が設け

る。

いような事態を防ぐ」とができる。このように将来の再生をあらかじめ考慮しておこうとして、実際に再生計画が浮上した際、事業期間を短縮できるとみられる。

大規模修繕などを効率的に進めるには、各権利者による維持管理が、ばらつきなく一定以上の水準で行われていることも重要となる。組合施行の権利設定規約を求める声が出でおり、こうした状況を踏まえて標準管理規約も検討する。

標準管理規約を求める声が出ており、こうした状況を踏まえて標準管理規約は外部コンサルタントに委託する。委託調査の一環として有識者による検討委員会を設け、専門家の意見も参考にす